

# スプリンクラー・自動火災報知設備等の設置基準が改正されます!

## ◎背景

平成24年 5月、広島県福山市のホテル火災で死傷者10名。

平成25年 2月、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホーム火災で死傷者12名。

平成25年10月、福岡県福岡市の診療所火災で死傷者15名。

これらの火災を踏まえて法令が改正されました。

## ◎スプリンクラー設備の設置基準の強化

スプリンクラー設備を設置しなければならない防火対象物について、延面積275㎡未満の消防法施行令別表第1の6項ロに該当する防火対象物が追加されました。

【改正前】延面積275㎡以上の6項ロ

【改正後】面積に関係なく

・6項ロ(1)・(3)

・6項ロ(2)・(4)・(5)で、「介助がなければ避難できない者」を概ね8割以上入所させるもの全て

6項ロ	施設名称	利用者
(1)	老人短期入所施設、有料老人ホーム等 ※	高齢者
(2)	救護施設	生活保護者
(3)	乳児院	児童
(4)	障害児入所施設	障害児
(5)	障害者支援施設、短期入所施設、共同生活援助施設	障害者

※避難が困難な要介護者を主として入所又は宿泊させるものに限る。

## ◎自動火災報知設備の設置基準の強化

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物について、延面積300㎡未満の消防法施行令別表第1の5項イ、6項イ・ハに該当する防火対象物が追加されました。(6項イ・ハにあっては利用者を入居又は宿泊させるものに限る。)

【改正前】延面積300㎡以上の5項イ、6項イ・ハ

【改正後】面積に関係なく

・5項イ

・6項イ・ハで、利用者を入居又は宿泊させるもの全て

5項イ	旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの
6項イ	病院、診療所、助産所
6項ハ	老人デイサービスセンター、保育所、通所障害者福祉施設等

## ◎消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し

消防法施行令別表第1の6項口又は6項口部分が存するものに設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器と連動して起動することが義務付けられました。

## ◎施行期日等

施行される日 : 平成27年4月1日  
既存防火対象物への既存遡及の猶予期間 : 平成30年3月31日まで

お問合せ

大館市消防本部 予防課

TEL : 0186-43-4151